

法定外補償規程

(部分改正)

協栄コンサルタント株式会社

目 次

- 第 1 条 (法定外保障)
- 第 2 条 (給付基準)
- 第 3 条 (業務災害・通勤災害の認定)
- 第 4 条 (補償を受ける者)
- 第 5 条 (支給制度)
- 第 6 条 (第三者の行為による事故)

第 1 条(法定外保障) 別表

附 則

法定外補償規程

第1条（法定外補償）

(1) 従業員が、業務上の事由により、死亡、後遺障害、疾病もしくは負傷の被害（以下「身体の障害」という。）を受け、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による業務災害に対する補償給付が行われた場合には、会社は、労災保険法とは別個に次の①から③の法定外災害補償を、別表の基準により支払う。

①遺族補償 ②後遺障害補償 ③入院・通院補償

(2) 従業員が、通勤途上の災害により、身体の障害を受けた場合には、会社は、前項各号に準じた法定外災害補償を、別表の基準により支払う。

(3) 補償の対象となる従業員の範囲は次のとおりとする。

この規程の適用対象者の範囲は、労災保険法に定める労働者災害補償保険に加入している者とする。

第2条（給付基準）

(1) 遺族補償給付金と後遺障害給付金の重複支払は行わず、いずれか高い金額をもって限度とする。

(2) 入院・通院補償給付金の支払は1年以内とする。

(3) 入院・通院補償の給付金は、死亡給付金または後遺障害給付金と合算して支払う。

第3条（業務災害・通勤災害の認定）

この規程の適用上、業務災害、通勤災害あるいは後遺障害等級、休業日数の認定等については、労災保険法を所轄する官庁の認定に従うものとする。

第4条（補償を受ける者）

この規程による補償の支払いを受ける者は、遺族補償にあつては労災保険法による遺族補償の受給権者とし、障害補償および休業補償については被害を受けた者とする。

第5条（支給制限）

身体の障害が、その被害を受けた本人の故意もしくは重大な過失によって直接に生じた場合には会社は、第1条（法定外補償）の補償を支払わずもしくは減額して支払う。

第6条（第三者の行為による事故）

(1) 補償の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合にこの規程による補償を行った場合には、会社は、その価額の限度で補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(2) (1) 場合において、補償をうけるべき者が当該第三者より同一事由につき損害賠償を受けた場合は、会社は、その価額の限度で補償義務を免れる。

(3) ただし、特別の事情があり(1)および(2)の規程を適用することが適当でないと認められる場合にはこの規程を適用しない。

第7条（民事賠償との関係） 会社は、この規程による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において、民法による損害賠償の責を免れる。

補償給付基準

| 区分 | 摘要 | 金額 | |
|-------|-------|--------|---------------------------|
| ●通院補償 | 1日につき | 2,000円 | (注) 事故日から180日以内の通院で90日を限度 |
| ●入院補償 | 1日につき | 6,000円 | (注) 事故日から180日以内の入院 |
| ●往診補償 | 1日につき | 4,000円 | (注) 事故日から180日以内の往診 |

(注) 上記記載の保障については、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の補償については保険金を支払いません。

●死亡補償 2,000万円（満80歳未満） 1,000万円（満80歳以上）

(注) 被保険者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険期間の初日における被保険者の満年齢により保険金額の適応をします。

後遺障害補償等級区分及び金額表

| 等級 | 後遺障害補償 | 保険金額 | |
|----|--|---------|---------|
| | | 満80歳未満 | 満80歳以上 |
| 1級 | 1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの | 2,000万円 | 1,000万円 |
| 2級 | 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの | 1,780万円 | 890万円 |
| 3級 | 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身、業務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身、業務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの | 1,560万円 | 780万円 |
| 4級 | 1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上失ったもの | 480万円 | 240万円 |
| 5級 | 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な業務以外の業務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な業務以外の業務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの | 380万円 | 190万円 |
| 6級 | 1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの | 300万円 | 150万円 |

| 等級 | 障害の種類 | 金額 | |
|-----|--|-------|-------|
| 7級 | <ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な業務以外の業務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な業務以外の業務に服することができないもの 6 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 女性の外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの | 240万円 | 120万円 |
| 8級 | <ol style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5cm以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの | 100万円 | 50万円 |
| 9級 | <ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる業務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる業務が相当な程度に制限されるもの 12 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 13 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したもの 16 生殖器に著しい障害を残すもの 17 外貌に相当程度の醜状を残すもの | 80万円 | 40万円 |
| 10級 | <ol style="list-style-type: none"> 1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 正面視で複視を残すもの 3 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 8 1下肢を3cm以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの | 60万円 | 30万円 |

| 等級 | 障害の種類 | 金額 | |
|------|--|-------|-------|
| 11 級 | 1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が 1m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1 耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 せき柱に変形を残すもの 8 1 手の示指、中指又は薬指を失ったもの 9 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、業務の遂行に相当な程度の支障があるもの | 40 万円 | 20 万円 |
| 12 級 | 1 1 眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1 耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの 7 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1 手の小指を失ったもの 10 1 手の示指、中指又は薬指の用を廃したもの 11 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの 12 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの 13 局部にがん固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの 15 削除 | 30 万円 | 15 万円 |
| 13 級 | 1 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの 2 1 眼の半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 3 正面視以外で複視を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 1 手の小指の用を廃したもの 8 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの 9 1 下肢を 1cm 以上短縮したもの 10 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの 11 1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもの、又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの | 20 万円 | 10 万円 |
| 14 級 | 1 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1 耳の聴力が 1m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1 手の母指以外の手指の末関節(遠位指節間関節)を屈伸することができなくなったもの 8 1 足の第 3 の足指以下 1 又は 2 の足指の用を廃したもの 9 削除 | 16 万円 | 8 万円 |

附則

平成 25 年 7 月 10 日 制定

平成 31 年 4 月 1 日 改正